朝日町人事行政の運営等の状況について

「朝日町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和７年度朝日町人事行政の運営等の状況について公表します。なお、一部の項目については、令和８年４月１日現在の状況等を公表します。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用(令和７年度)

行政職	保育士	管理栄養士	看護師	臨床検査技士	理学療法士	医師	合計
5	1	1	4	1	1	3	16

(2)職員の退職(令和７年度)

定年退職	自己都合等	合計
0	25	25

(3)部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和７年	職員数 令和８年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務・税務	45	43	△ 2	事務事業の見直し
		民生・衛生	67	66	△ 1	専門職員の減
		農林水産	9	9		
		商工	7	7		
		土木	5	5		
		計	136	133	△ 3	
	教育部門		18	18		
	小計		154	151		
公営企業等会計部門	病院		162	156	△ 6	専門職員の減
	国民健康保険		4	4		
	簡易水道		2	2		
	下水道		3	3		
	その他（介護等）		6	6		
	小計		177	171	△ 6	
合計			331 [406]	322 [406]	△ 9 [ ]	

（注）１　職員数は、教育長、会計年度任用職員を除く一般正職員である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(4)年齢別職員構成の状況（令和８年４月１日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 16	人 20	人 25	人 21	人 23	人 49	人 47	人 49	人 37	人 21	人 11	人 322

(5)職員数の推移（各年４月１日現在）

（単位：人・%）

区分 / 部門	３年	４年	５年	６年	７年	８年	過去5年間の増加率（率）
一般行政	139	138	139	140	136	133	△ 6 （▲ 4.3%）
教　育	18	17	17	17	18	18	0 （ 0.0% ）
普通会計計	157	155	156	157	154	151	△ 6 （▲ 3.8%）
公営企業等会計	188	183	183	182	177	171	△ 17 （▲ 9.0%）
総合計	345	338	339	339	331	322	△ 23 （▲ 6.7%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　職員の人事評価の状況

朝日町では能力・実績に基づく人事管理の徹底により、より高い能力を持った公務員の育成を目指すこと、組織全体の士気高揚、公務能力の向上により住民サービス向上の土台をつくることを目的とし、能力評価と業績評価をもって人事評価制度を実施しています。

【能力評価】

職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価

【業績評価】

職員が職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価

評価結果については、昇給への反映及び勤勉手当の成績率等への反映を行っています。

３　職員の給与の状況

(1)人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R8.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）６年度の人件費率
７年度	人 10,056	千円 10,904,226	千円 371,626	千円 1,596,195	% 14.6	% 15.9

(2)職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B／A
７年度	人 154	千円 600,596	千円 84,140	千円 242,637	千円 927,373	千円 6,022

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、令和７年４月１日現在の人数である。（朝日町社会福祉協議会派遣職員１名は含まない）

(3)職員の平均年齢、平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.3 歳	330,349 円	392,025 円
技能労務職	51.1 歳	263,693 円	276,664 円

(4)職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区分		朝日町	富山県	国
一般行政職	大学卒	232,000 円	237,600 円	232,000 円
	高校卒	200,300 円	206,700 円	200,300 円
技能労務職	高校卒	223,200 円	223,200 円	— 円

(5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数		
		１０年以上１５年未満	１５年以上２０年未満	２０年以上２５年未満
一般行政職	大学卒	289,527 円	321,313 円	347,520 円
	高校卒	273,600 円	－ 円	339,600 円
技能労務職	高校卒	－ 円	264,300 円	270,967 円

(6)一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査 主任	課長代理	課長 主幹	参事 課長	
職員数	11	23	36	9	18	3	100
構成比	11.0%	23.0%	36.0%	9.0%	18.0%	3.0%	100%

（注）１　朝日町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7)職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

朝日町	国
（７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （1.425）月分　（1.025）月分	（７年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （1.425）月分　（1.025）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当

朝日町		国	
（支給率）	自己都合　勧奨・定年	（支給率）	自己都合　勧奨・定年
勤続２０年	19.6695 月分　24.586875 月分	勤続２０年	19.6695 月分　24.586875 月分
勤続２５年	28.0395 月分　33.27075 月分	勤続２５年	28.0395 月分　33.27075 月分
勤続３５年	39.7575 月分　47.709 月分	勤続３５年	39.7575 月分　47.709 月分
最高限度額	47.709 月分　47.709 月分	最高限度額	47.709 月分　47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
１人当たり平均支給額	4,426 千円		

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額である。

③特殊勤務手当

支給実績（７年度決算）	114　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	3,917　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（７年度決算）	19.3　%
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（７年度決算）	左記職員に対する支給単価
訪問徴収業務等従事職員の特殊勤務手当	職員	訪問徴収業務及び滞納処分業務	25　千円	訪問徴収業務　日額300円 滞納処分業務　日額500円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当	職員	伝染病防疫作業	0　千円	日額750円
精神衛生業務従事職員の特殊勤務手当	精神衛生業務に従事する職員	精神障害者の診察、鑑定の立会い、保護収容または訪問指導の業務	0　千円	日額500円
行旅病人、行旅死亡人取扱作業従事職員の特殊勤務手当	職員	行旅病人、行旅死亡人の取扱	0　千円	行旅病人　日額750円 行旅死亡人　日額1,000円
自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	自動車運転業務に従事する職員	特殊自動車の運転業務	16　千円	日額400円
用地交渉業務従事職員の特殊勤務手当	町長が定める公署に勤務する職員	用地の取得及び物件の移転のために直接その交渉に従事	0　千円	日額800円
獣類死骸処理業務従事職員の特殊勤務手当	職員	獣類の死骸処理業務	73　千円	日額400円

④時間外勤務手当

支給実績（７年度決算）	48,351　千円
職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	322　千円

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（７年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）
扶養手当	(1) 配偶者　3,000円 (2) 配偶者以外 ①子　11,500円 ②父母等　6,500円 ③満１６歳年度初めから満２２歳年度末までの間にある子１人につき、 5,000円を加算	同じ	12,374　千円	257,792　円
住居手当	借家等に家賃を支払っている職員に支給 （１）家賃27,000円以下の場合 家賃－16,000円 （２）家賃27,000円を超える場合 11,000円＋(家賃－27,000円)／2 （最高限度額　28,000円）	同じ	2,932　千円	266,545　円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 ６箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額　１箇月当たり 150,000円 (2) 自動車等使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～38,700円	同じ	7,460　千円	71,043　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて定額を支給	同じ	11,070　千円	503,182　円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が ①臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合 6,000円を超えない額を支給	同じ	0　千円	0　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給　4,700円	同じ	1,194　千円	14,212　円

(8)特別職の報酬等の状況　（令和７年４月１日）

区分		給料月額等	期末手当
給料	町長	810,000　円	（７年度支給割合） 3.5　月分
	副町長	670,000　円	
	教育長	603,000　円	
報酬	議長	360,000　円	
	副議長	310,000　円	
	議員	290,000　円	

４　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況

勤務時間	8：30　～　17：15
休憩時間	12：00　～　13：00

（注）　公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所、病院等）は上記以外の勤務時間の割振りによります。

5　職員の休業に関する状況

職員の休暇、休業制度については町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則等や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区　　分	休暇（休業）期間等
年次休暇	20日（1年あたり）
夏季休暇	5日以内（〃）
ボランティア休暇	5日以内（〃）
子の看護休暇	5日（対象：配偶者、父母、配偶者の父母、中学生以上の子）、小学生以下の子2人以上の場合10日（〃）
短期介護休暇	要介護者が1人の場合5日、2人以上の場合10日（〃）
病気休暇	90日以内
介護休暇	6月以内
育児休業	子が3歳に達する日までの期間

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和７年度）

降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
		13		13

（注）分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職質を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（令和７年度）

戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
		1		1

（注）懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

7　職員の服務の状況

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。また、職員に対して次のような義務、禁止及び制限事項が定められています。

・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）　・信頼失墜行為の禁止（同上第33条）
・秘密を守る義務（同法第34条）　・職務に専念する義務（同法第35条）　・政治的行為の制限（同法第36条）
・争議行為等の禁止（同法第37条）　・営利企業等の従事制限（同法第38条）

8　職員の退職管理の状況

再就職先の状況

退職年度	退職者数（課長級以上）	再就職者数		
			町（特別職・再任用）	その他
７年度	0	0	0	0

９　職員の研修の状況

令和７年度

区分	研修名	受講者数(延べ人数)
町が実施する研修	新任職員実務・施設視察研修	12　人
	事務研修（３回）	2　人
	民間業務体験研修（ごみ収集体験）	2　人
	通信教育研修	3　人
	ハラスメント防止研修（係長以上）	49　人
	ハラスメント防止研修（主査以下）	49　人
	小　　計	117　人
県市町村職員研修機構	新任職員研修（前期）	4　人
	新任職員研修（後期）	4　人
	中堅職員基礎課程研修	2　人
	中堅職員継続課程研修	6　人
	新任係長研修	3　人
	現任係長研修	1　人
	課長代理研修	6　人
	新任主幹研修	1　人
	新任所属長研修	1　人
	現任課長研修	4　人
	政策立案のための法令入門研修　等	17　人
	パソコン研修	2　人
	人事担当者研修	1　人
	再任用職員研修	0　人
	小　　計	52　人
市町村職員中央研修所等		0　人
合　　計		169　人

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

名　　称	事業概要・対象者	内　　容	７年度実績等
定期健康診断	全職員	定期健康診断（全職員） 生活習慣病検診 （40歳以上全職員及び39歳以下希望者）	270名
福利厚生事業	冠婚葬祭等に係る給付及び文化ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ等の福利厚生事業	職員サークル活動助成（１団体） インフルエンザ予防接種助成 職員ビーチボール大会　等	決算額 63千円 73千円 153千円

職員の勤務能率の向上や健康管理などを目的として厚生事業を実施している。

(2) 共済制度

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産に対して必要な給付を行なうもの
長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行なうもの
福祉事業　　・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行なうもの

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済法に基づき、組合員（職員）とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村共済組合が事業を実施している。